【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の７第１項
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	2022年２月10日
【四半期会計期間】	第101期第３四半期（自　2021年10月１日　至　2021年12月31日）
【会社名】	株式会社かわでん
【英訳名】	KAWADEN CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　相澤　利雄
【本店の所在の場所】	山形県南陽市小岩沢225番地
【電話番号】	0238-50-0203
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員　経営管理本部長　　神保　能郎
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南３丁目８番１号　５階
【電話番号】	03-6433-0135
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員　経営管理本部長　　神保　能郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） 株式会社かわでん東京本社 （東京都港区港南３丁目８番１号　５階）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第100期 第３四半期 累計期間	第101期 第３四半期 累計期間	第100期
会計期間		自2020年 ４月１日 至2020年 12月31日	自2021年 ４月１日 至2021年 12月31日	自2020年 ４月１日 至2021年 ３月31日
売上高	（百万円）	13,520	13,403	18,623
経常利益	（百万円）	898	802	1,473
四半期（当期）純利益	（百万円）	561	503	962
持分法を適用した場合の投資利益	（百万円）	―	―	―
資本金	（百万円）	2,124	2,124	2,124
発行済株式総数	（株）	4,192,000	4,192,000	4,192,000
純資産額	（百万円）	14,451	15,131	14,876
総資産額	（百万円）	19,792	20,530	20,824
１株当たり四半期（当期）純利益金額	（円）	175.23	157.33	300.36
潜在株式調整後１株当たり四半期（当期）純利益金額	（円）	―	―	―
１株当たり配当額	（円）	40.00	40.00	80.00
自己資本比率	（％）	73.0	73.7	71.4

回次		第100期 第３四半期 会計期間	第101期 第３四半期 会計期間
会計期間		自2020年 10月１日 至2020年 12月31日	自2021年 10月１日 至2021年 12月31日
１株当たり四半期純利益金額	（円）	47.38	66.80

（注）１．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
３．潜在株式調整後１株当たり四半期（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
４．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を第１四半期会計期間の期首から適用しており、当第３四半期累計期間及び当第３四半期会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

２【事業の内容】

当第３四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当第３四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

２【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当第３四半期累計期間におけるわが国経済は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が解除されたことに伴い新型コロナウイルス感染症の影響は徐々に緩和され、経済活動においては持ち直しの動きがみられました。しかしながら、度重なる変異株の出現に伴う新型コロナウイルスの感染再拡大、原材料価格の高騰や半導体・電子部品の供給不足の深刻化が懸念されるなど、当業界においても先行きは不透明な状況となっております。

このような状況下で、当社は取引先様、従業員並びにその家族の安全を最優先に考え、感染拡大防止策を適切に実施しながらも全力を傾注し営業活動・コスト削減に取り組んでまいりましたが、厳しい受注環境の中で売上高は13,403百万円（前年同期比0.9%減）となりました。利益につきましても、営業利益は842百万円（前年同期比7.4%減）、経常利益は802百万円（前年同期比10.7%減）、四半期純利益は503百万円（前年同期比10.2%減）となりました。

(2) 財政状態の状況

（流動資産）

製品が259百万円増加したものの、山形工場における新塗装工場の建築費支払などにより現金及び預金が2,123百万円減少いたしました。これらの結果、流動資産合計は前事業年度末比967百万円（6.3%）減少し、14,317百万円となりました。

（固定資産）

無形固定資産が34百万円、投資その他の資産が317百万円それぞれ減少したものの、山形工場新塗装工場が完成・稼働開始により有形固定資産が1,026百万円増加いたしました。これらの結果、固定資産合計は前事業年度末比674百万円（12.2%）増加し、6,213百万円となりました。

（流動負債）

買掛金が337百万円増加したものの、未払法人税等が496百万円減少、未払消費税が302百万円それぞれ減少いたしました。これらの結果、流動負債合計は前事業年度末比483百万円（10.3%）減少し、4,207百万円となりました。

（固定負債）

長期借入金が79百万円増加したものの、役員退職慰労引当金が121百万円減少いたしました。これらの結果、固定負債合計は前事業年度末比64百万円（5.2%）減少し、1,191百万円となりました。

（純資産）

前事業年度の期末配当128百万円及び当事業年度の中間配当128百万円があったものの、四半期純利益503百万円の計上により利益剰余金が247百万円増加いたしました。これに加え評価・換算差額等が７百万円増加となり、これらの結果、純資産合計は前事業年度末比254百万円（1.7%）増加し、15,131百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第３四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第３四半期累計期間における研究開発活動の金額は、16百万円であります。
なお、当第３四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

３【経営上の重要な契約等】

当第３四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	14,400,000
計	14,400,000

②【発行済株式】

種類	第３四半期会計期間末現在発行数（株）（2021年12月31日）	提出日現在発行数（株）（2022年２月10日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,192,000	4,192,000	東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱ（スタンダード）	単元株式数100株
計	4,192,000	4,192,000	―	―

（２）【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
2021年10月１日～2021年12月31日	―	4,192,000	―	2,124	―	531

（５）【大株主の状況】

当四半期会計期間は第３四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

（６）【議決権の状況】

当第３四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2021年９月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

2021年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式　988,700	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式　3,202,600	32,026	―
単元未満株式	普通株式　700	―	―
発行済株式総数	4,192,000	―	―
総株主の議決権	―	32,026	―

②【自己株式等】

2021年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社かわでん	山形県南陽市小岩沢225番地	988,700	―	988,700	23.58
計	―	988,700	―	988,700	23.58

（注）「自己株式等」の「自己名義所有株式数」及び「所有株式数の合計」の欄に含まれない単元未満株式が86株あります。なお、当該株式は上記①「発行済株式」の「単元未満株式」に含まれております。

２【役員の状況】

該当事項はありません。

第４【経理の状況】

１．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第３四半期会計期間（2021年10月１日から2021年12月31日まで）及び第３四半期累計期間（2021年４月１日から2021年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

３．四半期連結財務諸表について

当社には子会社が存在しないことから四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

（1）【四半期貸借対照表】

（単位：百万円）

	前事業年度 (2021年３月31日)	当第３四半期会計期間 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,133	7,009
受取手形及び売掛金	4,376	※1 4,618
製品	949	1,209
仕掛品	355	468
原材料	369	470
その他	101	541
貸倒引当金	△1	△1
流動資産合計	15,285	14,317
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	1,388	2,688
その他（純額）	2,611	2,337
有形固定資産合計	4,000	5,026
無形固定資産	266	232
投資その他の資産		
繰延税金資産	571	391
その他	700	563
投資その他の資産合計	1,272	954
固定資産合計	5,539	6,213
資産合計	20,824	20,530
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,842	2,180
短期借入金	491	516
１年内返済予定の長期借入金	266	274
未払法人税等	496	-
賞与引当金	655	380
その他	938	855
流動負債合計	4,691	4,207
固定負債		
長期借入金	196	275
退職給付引当金	831	811
役員退職慰労引当金	204	82
資産除去債務	17	17
その他	7	5
固定負債合計	1,256	1,191
負債合計	5,947	5,399
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,124	2,124
資本剰余金	1,476	1,476
利益剰余金	13,027	13,275
自己株式	△1,862	△1,862
株主資本合計	14,766	15,014
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	109	116
評価・換算差額等合計	109	116
純資産合計	14,876	15,131
負債純資産合計	20,824	20,530

（２）【四半期損益計算書】

【第３四半期累計期間】

（単位：百万円）

	前第３四半期累計期間 （自　2020年４月１日 至　2020年12月31日）	当第３四半期累計期間 （自　2021年４月１日 至　2021年12月31日）
売上高	13,520	13,403
売上原価	9,567	9,630
売上総利益	3,953	3,772
販売費及び一般管理費	3,042	2,929
営業利益	910	842
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	9	10
受取賃貸料	4	3
受取保険金	3	4
保険配当金	5	2
その他	8	8
営業外収益合計	31	30
営業外費用		
支払利息	4	3
売上債権売却損	24	29
売上割引	10	-
保険解約損	-	30
その他	4	6
営業外費用合計	43	70
経常利益	898	802
特別利益		
その他	0	-
特別利益合計	0	-
特別損失		
その他	7	10
特別損失合計	7	10
税引前四半期純利益	890	791
法人税、住民税及び事業税	299	109
法人税等調整額	30	178
法人税等合計	329	287
四半期純利益	561	503

【注記事項】

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を第１四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、製品販売事業における一部の現金リベート等として顧客に支払われる対価については、営業外費用の売上割引に計上しておりましたが、当該対価については、売上高から減額する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第１半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第１半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第３四半期累計期間において、四半期財務諸表に与える影響は軽微であります。なお、利益剰余金の当期首残高に影響はありません。

また、収益認識会計基準第89-２項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法に組替えを行っておりません。さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第12号　2020年３月31日）第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第３四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を第１四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

（追加情報）

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響につきまして、当社では各事業拠点において感染拡大防止策を実施した上で事業活動を継続しており、業績への影響は限定的であると見込まれます。

今後2022年３月期の一定期間において新型コロナウイルス感染症の影響が継続するとの仮定のもとに会計上の見積りを行っておりますが、収束時期等が不透明であり感染拡大が長期化した場合には、国内企業の収益悪化に伴う当社業績への影響により繰延税金資産の回収可能性や固定資産の減損判定に影響を及ぼす可能性があります。

（四半期貸借対照表関係）

※１　四半期会計期間末日満期手形

四半期会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当四半期会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期会計期間末日満期手形が四半期会計期間末日残高に含まれております。

	前事業年度 （2021年３月31日）	当第３四半期会計期間 （2021年12月31日）
受取手形	－百万円	27百万円
電子記録債権	－百万円	175百万円

（四半期キャッシュ・フロー計算書関係）

当第３四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第３四半期累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

	前第３四半期累計期間 （自　2020年４月１日 至　2020年12月31日）	当第３四半期累計期間 （自　2021年４月１日 至　2021年12月31日）
減価償却費	327百万円	326百万円

（株主資本等関係）

Ⅰ　前第３四半期累計期間（自　2020年４月１日　至　2020年12月31日）

配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年６月26日定時株主総会	普通株式	128	40	2020年３月31日	2020年６月29日	利益剰余金
2020年11月11日取締役会	普通株式	128	40	2020年９月30日	2020年12月１日	利益剰余金

Ⅱ　当第３四半期累計期間（自　2021年４月１日　至　2021年12月31日）

配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年６月25日定時株主総会	普通株式	128	40	2021年３月31日	2021年６月28日	利益剰余金
2021年11月10日取締役会	普通株式	128	40	2021年９月30日	2021年12月１日	利益剰余金

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当社は配電制御設備製造事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（収益認識関係）

1　収益の分解情報

当社は、配電制御設備製造事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

当第３四半期累計期間（自　2021年４月１日　至　2021年12月31日）

（単位：百万円）

	配電制御設備製造事業	合計
新規案件事業	10,192	10,192
リニューアル事業	3,211	3,211
顧客との契約から生じる収益	13,403	13,403
その他の収益	―	―
外部顧客への売上高	13,403	13,403

（１株当たり情報）

１株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第３四半期累計期間 （自　2020年４月１日 至　2020年12月31日）	当第３四半期累計期間 （自　2021年４月１日 至　2021年12月31日）
１株当たり四半期純利益金額	175円23銭	157円33銭
（算定上の基礎）		
四半期純利益金額（百万円）	561	503
普通株主に帰属しない金額（百万円）	―	―
普通株式に係る四半期純利益金額（百万円）	561	503
普通株式の期中平均株式数（株）	3,203,214	3,203,214

（注）潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

２【その他】

2021年11月10日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

（イ）中間配当による配当金の総額　128百万円

（ロ）１株当たりの金額　40円00銭

（ハ）支払請求の効力発生日及び支払開始日　2021年12月１日

（注）2021年９月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払を行いました。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年２月８日

株式会社かわでん
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
仙台事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　後藤　英俊

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　福士　直和

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社かわでんの2021年４月１日から2022年３月31日までの第101期事業年度の第３四半期会計期間（2021年10月１日から2021年12月31日まで）及び第３四半期累計期間（2021年４月１日から2021年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社かわでんの2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第３四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められない

かどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは四半期レビューの対象には含まれていません。